

令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金及びこども加算のお知らせ

この給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税者のみである世帯への給付を行うものです。

1 支給対象者

下記の（１）及び（２）の両方を満たす世帯の世帯主の方が支給対象者です。

（１）基準日（令和6年12月13日）時点でさくら市に住民登録がある世帯

（２）世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

【給付ができない例】

- ・住民税未申告の方が世帯員にいる場合
- ・世帯全員が住民税が課税されている他の親族等から扶養を受けている場合

2 支給額

1世帯当たり3万円

世帯内に18歳未満の子どもがいる場合、こども1人当たり2万円を加算

3 支給の流れ（プッシュ型による給付を行います。※申請は不要です！）

（１）別紙「支給のお知らせ」に記載の支給内容、振込先口座等に誤りがないか確認してください。

（２）支給内容、振込先口座等に誤りがない場合は、皆様に行っていただく作業はありません。

→この給付金は、「支給のお知らせ」に記載の口座（過去に類似の給付金を支給した際に振込先として使用した口座）への振込みを原則とします。やむを得ない理由により振込先の口座を変更したいときや、支給内容に誤りがあるときは、令和7年3月21日（金）までに下記までご連絡ください。



4 支給予定日（支給内容に誤りがなく、振込先を変更しない場合）

令和7年4月11日（金）を予定しています。

※振込先の口座を変更した場合は、別途送付する確認書の返送後に支給手続きを行いますので、上記期日に振込を行うことはできませんのでご承知おきください。